

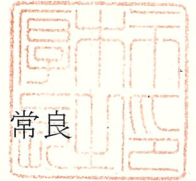
厚木市告示第 42 号

平成 29 年度労働報酬下限額の設定について

厚木市市公契約条例(平成 24 年厚木市条例第 29 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 3 月 8 日以降の平成 29 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 8 日

厚木市長 小林 常良



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

別表のとおり

別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	2,633	高級船員	3,218
普通作業員	2,273	普通船員	2,543
軽作業員	1,598	潜水士	4,377
造園工	2,285	潜水連絡員	2,982
法面工	2,790	潜水送気員	2,937
とび工	2,982	山林砂防工	2,970
石工	3,005	軌道工	4,770
ブロック工	2,768	型わく工	2,813
電工	2,510	大工	2,780
鉄筋工	2,813	左官	2,925
鉄骨工	2,790	配管工	2,318
塗装工	3,072	はつり工	2,723
溶接工	3,365	防水工	2,982
運転手(特殊)	2,667	板金工	2,960
運転手(一般)	2,273	サッシ工	2,735
潜かん工	3,263	内装工	3,050
潜かん世話役	3,860	ガラス工	2,700
さく岩工	3,095	建具工	2,645
トンネル特殊工	3,398	ダクト工	2,307
トンネル作業員	2,645	保温工	2,420
トンネル世話役	3,555	設備機械工	2,453
橋りょう特殊工	3,240	交通誘導警備員A	1,587
橋りょう塗装工	3,387	交通誘導警備員B	1,385
橋りょう世話役	3,657		
土木一般世話役	2,768		

※ ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者、年金等の受給のために労働の対価を調整している者の労働報酬下限額は、厚木市公契約条例第6条第1項第2号に規定する労働者等に支払われるべき平成29年度の労働報酬下限額と同額とする。